

## 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年三重県条例第17号。以下「条例」という。）及び三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準施行規則（平成25年三重県規則第62号）において規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準についての準用)

第2条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）の規定を準用する。

(非常災害対策)

第3条 条例第20条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震、津波等の災害に際して必要な設備をいうものとする。

同条第1項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護療養型医療施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護療養型医療施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。